

食安輸発1218第2号

平成21年12月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(ベトナム産未成熟えんどう及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体の収去検査の結果、ベトナム産生鮮未成熟えんどうにおいて基準値(0.05ppm)を超えるプロピコナゾールを検出し、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

ベトナム産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)

2 検査項目及び検査頻度

残留農薬(プロピコナゾールを含む。)